

第44号議案

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年6月7日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のために派遣された職員に対する手当の支給に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例（昭和39年芦屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を「，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に改め，「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加え，同条第2号中「及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を「，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に改め，「含む。）に規定する職員」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条に規定する職員」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

参 照 1

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のために派遣された職員に対する手当の支給に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のために本市に派遣された職員に対する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に係る規定の整備（第2条関係）

[参考]

手当額等

施設の利用区分 市の区域内に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる 施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

3 施行期日

公布の日

新型インフルエンザ等対策特別措置法抜粋

(職員の派遣義務)

第43条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長，地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び特定指定地方公共機関（指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）は，前条第1項の規定による要請又は地方自治法第252条の17第1項若しくは地方独立行政法人法第91条第1項の規定による求めがあったときは，その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り，適任と認める職員を派遣しなければならない。

(職員の身分取扱い)

第44条 災害対策基本法第32条の規定は，前条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において，同法第32条第1項中「災害派遣手当」とあるのは，「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

災害対策基本法抜粋

(派遣職員の身分取扱い)

第32条 都道府県又は市町村は，前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し，政令で定めるところにより，災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか，前条の規定により指定行政機関，指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は，政令で定める。